

目 次

1	経緯	1
2	文化交流施設整備構想の目的	1
3	文化交流施設整備構想の基本的考え方	2
	(1) 文化交流施設の利用イメージ	2
	(2) 県民文化会館周辺地域の地域特性と整備の方向性	2
	県都の文化機能の拠点地域	2
	道後地域の入口	4
4	文化交流施設の整備の方向性	7
	(1) 文化交流施設のコンセプト	7
	(2) 文化交流施設の内容	8
	「県都の新しい文化的拠点の形成」の視点から	8
	「道後地域の賑わい空間の形成」の視点から	9
5	各施設の概要	1 1
	県立図書館	1 1
	国際交流センター	1 2
	文化活動支援型多機能ホール	1 3
	広域交流施設	1 4
	その他施設等	1 5
6	整備場所	1 6
	(1) 現状	1 6
	(2) 施設配置(例)	1 7
7	施設整備に当たっての留意点	1 8
	愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会委員名簿	1 9
	愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会専門部会委員名簿	2 0
	愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会設置要綱	2 1
	愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会専門部会設置要領	2 2

1 経緯

愛媛県は、しまなみ海道の開通、四国内の高速道路延伸などにより広域交流の時代を迎えている。その中で愛媛を単なる通過点に終わらせないためには、愛媛の優れた文化資源を積極的に活用・整備し、そこで内外の人々が集うことができ、またそこから全国や海外に向けて情報を発信することができる文化交流拠点の形成が求められている。

このため、平成13年2月、愛媛広域文化交流基盤整備構想推進委員会から、歴史文化浪漫の観点から道後を中心に「道後浪漫のみち整備構想」を推進することとして、次の提言がなされた。

【提言内容】

芝居小屋、映像図書館、デザインミュージアム等の整備による道後地域における近代ロマンの再現・観光機能の充実

県立図書館や国際交流センター等の整備による知的情報の蓄積・発信機能や国際文化交流機能の充実

この提言の趣旨を踏まえ、新たな文化交流施設の整備についてさらに検討を行うため、平成13年度、文化交流施設整備構想検討委員会が設置され、「文化交流施設整備構想」を策定することとなった。

2 文化交流施設整備構想の目的

文化交流を効果的に促進するためには、多くの人々が地域固有の文化に触れ、理解を深め、受け継ぎ、あるいは新たに創造していくことができる拠点となる場を形成することが重要である。そのためには、文化資源に恵まれ、交流基盤の整った場所を文化交流拠点として位置付け、そこに文化をテーマとして人々が集い、知識や情報が蓄積・発信され、鑑賞・研究・発表などの多彩な活動が展開される人と文化の行き交う中核施設を配置する必要がある。

その意味において、「道後浪漫のみち整備構想」の対象となっている県民文化会館周辺地域は、文化資源に恵まれ、交通などの交流基盤も整っており、しかも四国最大の観光客を迎える道後温泉の入口に位置し、文化交流拠点として最も適した地域であると考えられる。

「文化交流施設整備構想」とは、こうした考え方に基づいて、立地条件に恵まれたこの地域に新たな文化交流施設を整備することによって、県民文化会館と一体となった文化交流機能のより一層の充実を図り、新たな交流拠点を形成しようとするものである。

本報告書は、「文化交流施設整備構想」の中間報告として、これらの基本的な方針を取りまとめたものである。今後は、本基本方針をもとにそれぞれの施設についてさらに具体的かつ詳細な検討を行い、全体調整を行ったうえで、「文化交流施設整備構想」として最終的な取りまとめを行うことが適当である。

3 文化交流施設整備構想の基本的考え方

(1) 文化交流施設の利用イメージ

本構想は、県民文化会館周辺地域に文化交流施設を整備しようとするものであるが、施設整備の効果は、県全体に波及し、より多くの県民がその恩恵を享受できるようにする必要がある。

加えて、当地域は、本県観光の中心である道後温泉の入口に位置しており、観光客の集客機能も考慮する必要がある。

このため、本構想においては、県民はもとより、県外からの来訪者もターゲットとして位置付け、これらの人々が、愛媛の文化に触れ、交流を深めることができるような機能を合わせて整備することとする。

(2) 県民文化会館周辺地域の地域特性と整備の方向性

文化交流施設の整備検討に際しては、県民文化会館周辺の地域特性を踏まえ、この地域にふさわしい施設を検討することが必要である。

県民文化会館周辺地域の地域特性としては、「県都の文化機能の拠点地域」、「道後地域の入口」を挙げることができる。

県都の文化機能の拠点地域

現 状

県民文化会館周辺地域は、東は県内外から多くの人を訪れる道後地域に接している。また、西は松山城を仰ぎ、城山の南に集積する官公庁やオフィス街、中心商店街、北に広がる文京地区からのアクセスにも優れている。このなかで、県民文化会館は、この地域のシンボル施設

として、音楽や舞台芸術等に関する活動・鑑賞の拠点としての機能と県内最大のコンベンション機能を併せ持つ施設として活用されている。

このため、県民文化会館周辺地域は、文化関係施設を整備して、この地域の文化交流機能を高めれば、県都にふさわしい都市文化機能をより一層提供しうる位置にある。

地域整備の方向性

(地域特性を踏まえた整備イメージ)

- ・ 市内中心部や道後地域が有する都市機能との連携・補完により県都の新たな文化的拠点を形成する。そのため、この地域のシンボリック施設である県民文化会館が担っている県内外からの集客を視野に入れて文化交流機能・国際交流機能のより一層の充実を目指す。

(施設整備のテーマ) “**県都の新しい文化的拠点**” の形成

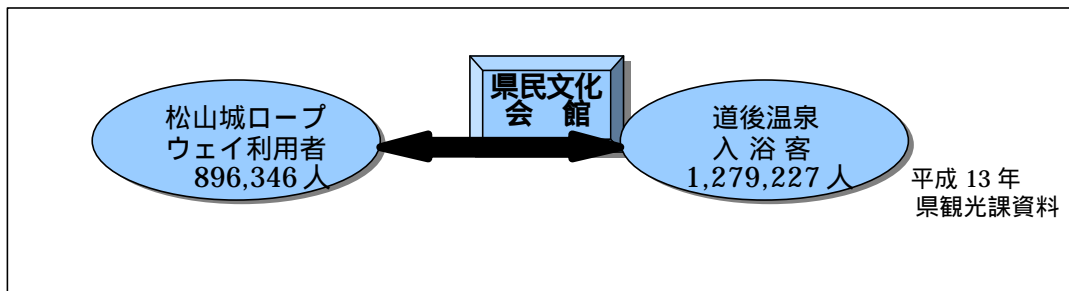
(施設整備の方向性)

- ・ 県民文化会館と一体となって、日常的に多くの人々が集い、文化に関する情報が行き交い、活発な活動が展開されるような文化交流拠点を形成する。
- ・ このため、文化に関する鑑賞・継承・創造・蓄積・発信・異文化交流などの様々な機能を提供し、多様な交流を促進することを目的とした文化交流施設を新たに整備する。
- ・ 愛媛の歴史や文化に関する資料等の収集・展示や映像による紹介などにより、文化の知識集積、情報発信の拠点を目指す。
- ・ 施設の整備に際しては、県として整備の必要性が高い文化関係施設を中核に据えるとともに、県民文化会館との連携も視野に入れ、多様な目的に対応しうる複合的な施設を目指す。

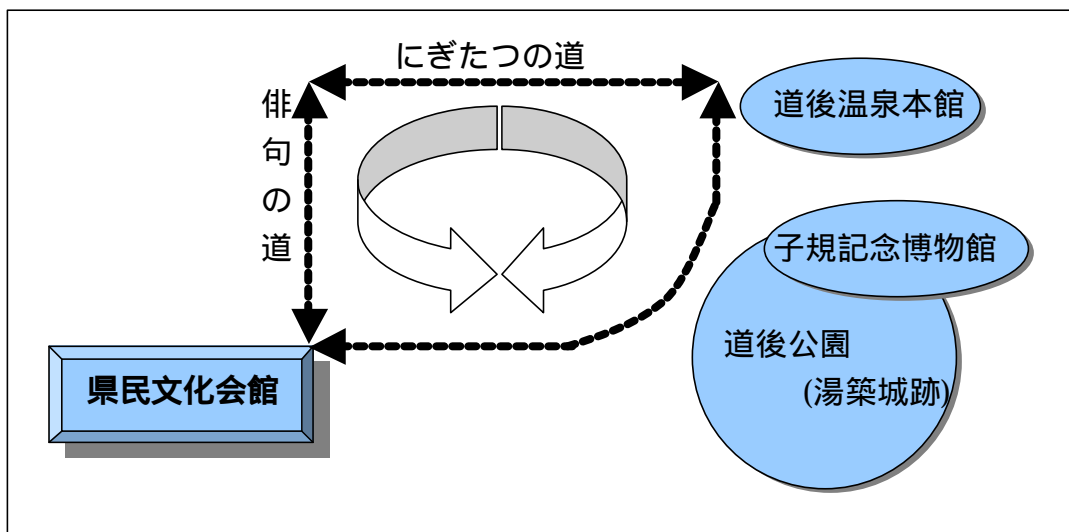
道後地域の入口

現 状

県民文化会館周辺地域は、四国最大の観光地であり、日本最古の温泉である道後温泉地域の入口に位置するとともに、本県を代表する2大観光拠点である松山城と道後温泉本館の動線上に位置し、県内外を問わず多くの人々が利用し、またはその目にふれる地域である。



また、県民文化会館周辺地域と道後温泉とは、「俳句の道」、「にぎたつの道」でつながり、更に平成14年4月に開園した湯築城跡、現在進行している道路整備により、より一層の一体化が促進されている。このため、道後地域に点在する史跡や文化施設などを回遊できるルートが形成され、さらに魅力がある観光スポットとして期待されるエリアである。



地域整備の方向性

(地域特性を踏まえた整備イメージ)

- ・ 道後の入口としての機能を発揮するとともに、本県の2大観光拠点である松山城と道後温泉を結ぶ動線上に位置しているという特性を活かすために、道後の歴史性や文化的環境を考慮した道後地域の賑わいに資する空間の形成を目指す。合わせて、回遊性の確保などにより、周辺地域と一体となった整備を目指す。

(施設整備のテーマ) “**道後地域の賑わい空間**” の形成

(施設整備の方向性)

- ・ 道後温泉本館に象徴されるレトロなイメージの再生を主眼として、新たな観光拠点をつくる。
- ・ 道後を訪れた人に、愛媛の魅力をPRし、より一層愛媛の理解を深めることができる施設をつくる。
- ・ 愛媛の物産を集めるとともに、これに「食」の機能を合わせ、多様性と活気に満ちた施設をつくる。
- ・ また、施設整備の効果や効率性を高める観点から、市町村、公的団体、民間などとの連携についても検討する。

県民文化会館周辺地域の現状と機能

[地図へのリンク\(98 K B\)](#)

[縮小版\(11 K B\)](#)

4 文化交流施設の整備の方向性

(1) 文化交流施設のコンセプト

以上検討してきた県民文化会館周辺地域の地域特性とそれに基づいた地域整備の方向性を踏まえ、県民文化会館周辺地域に整備する文化交流施設について、次のとおり基本コンセプトと2つのサブコンセプトを設定する。

基本コンセプト『人と文化が行き交う交流拠点の形成』

文化交流施設は、愛媛の文化を通じて人々の交流を促し、その交流を更なる文化の発展に繋げていこうとするものであり、日常的に多くの人々が出会い、新たなふれあいや賑わいが創出されるとともに、文化に関する様々な情報が行き交い、活発な文化活動が展開され、新たな文化が創造される、人と文化の交流拠点となる施設を目指す。

サブコンセプト『県都の新しい文化的拠点の形成』

そのためには、この交流拠点は、県民文化会館周辺地域が有する都市文化機能及びこの地域に隣接する市内中心地や道後地域が有する都市文化機能を踏まえ、愛媛の歴史・自然・伝統など幅広い知識や情報を蓄積・提供することはもとより、内外に向けた愛媛文化の情報発信、異なる文化への理解促進、文化活動に携わる人々の支援などの多様な機能を有し、愛媛文化の中核施設のひとつとして県都の新しい文化的拠点の役割を担うことを目指す。

サブコンセプト『道後地域の賑わい空間の形成』

また、この交流拠点は、道後の入口に位置するとともに、本県の代表的観光拠点である松山城と道後温泉の2つを結ぶ動線上に位置するという地域特性を踏まえ、道後の歴史性、文化性や観光機能を考慮した四国最大の観光地の賑わいに資する空間を形成することを目指す。

(2) 文化交流施設の内容

以上のコンセプトに基づく文化交流拠点を形成するため、県民文化会館周辺において、次のとおり新たな文化交流施設を整備するよう提案する。

県都の新しい文化的拠点の形成」の視点から

県立図書館

知的情報（図書・音声・映像資料等）の収集・保存・提供の機能を有する施設である。

- ・現在の県立図書館は、狭あい化が著しく、蔵書の増加や情報ネットワーク化・電子化への対応のほか、専用駐車場もないなど、今以上の県民の利用が期待できない状況にある。
- ・現在地は国指定の史跡内にあつて増設等が困難なことから、新施設整備の必要性、優先性が高いと判断される。

(併設施設：映像コーナー)

映像資料（ビデオ、DVD等）の収集提供機能を有する施設である。

- ・映像は、技術革新に伴って急速に利用が拡大し、重要度が増しており、最近の図書館は、映像資料(ビデオ、DVD等)も積極的に収集する傾向にある。
- ・広域文化交流基盤整備構想では、映像図書館として提言されていたが映像に関する機能を特化させたコーナーとして図書館と一体的に整備のが適当である。

(併設施設：公文書館)

歴史資料として貴重な公文書等の保存、閲覧機能を有する施設である。

- ・公文書等を将来にわたり適切に保存し、閲覧に供することは行政の役割として重要であり、図書館の整備に合わせて整備することが適当である。

国際交流センター

在県外国人等に対する支援、県民の国際交流活動の拠点となるなど、本県の国際化推進を図るための施設である。

- ・平成17年までは、県民文化会館西側に仮移転中であり、施設整

備の必要性、優先度は高いと認められる。

(併設施設：パスポートセンター)

旅券等の申請、発行などを行うための施設である。

- ・県民文化会館内に仮移転中であり、施設整備の必要性、優先度は高く、合わせて整備することが適当である。

文化活動支援型多機能ホール

小規模で多様な県民の文化活動を支援するための多機能ホールである。

- ・今日、文化活動は、少人数のグループや団体による多彩な活動が増加する傾向にあり、これらの活動を支援するための小規模な文化ホールの需要が大きくなっている。
- ・広域文化交流基盤整備構想では、大正・昭和初期の芝居小屋の再現が提言されていた。しかし、これは内子座のようにかつてあった施設を復元するという歴史的意義や地域固有の伝統芸能の保存・伝承といった文化的意義があってこそ成立するものである。文化交流施設としてはむしろ、大ホール、中ホールを有する県民文化会館との補完、連携を行う多機能ホールを整備し、多様な用途に対応できる本格的な文化活動の拠点を形成するようにした方が効果的であると考えられる。

ギャラリー

県内外の人が気軽に美術等に接することができるよう、県内美術館との連携や県民などの発表の場として活用可能なギャラリーをエントランスホールの中の一機能として整備するものである。

- ・広域文化交流基盤整備構想では、デザインミュージアムが提言されていた。これは、杉浦非水、高畠華宵の作品を収集・展示し、県外の人に対し愛媛をアピールするとともに、県民に近代デザイン、芸術に触れる機会を提供するための施設であるが、県立美術館、民間の美術館と競合するおそれがある。むしろ、これらの既存施設の充実活用を図る方が効果的・効率的であり、文化交流施設としては、ギャラリー機能を付加するのが適当である。

「道後地域の賑わい空間の形成」の視点から

広域交流施設

本県観光の中心である道後の入口という地域特性を活かした、賑わいを創出する施設を整備するものである。

- ・文化交流施設は、愛媛道後の新たな顔として全国にアピールできるような多様性のある活気にあふれた施設として整備することが必要と考えられる。
- ・そのためには、県民はもとより、道後等を訪れた県外来訪者が愛媛の文化に触れ、理解を深めることができるような機能、あるいは、全国や海外に向けて愛媛の情報を発信する機能が必要である。
- ・このため、道後のレトロなイメージを再現する「賑わい道後村役場」、愛媛の魅力をPRする「愛媛体験館」、「愛媛ゆかりの人物館」及び愛媛の物産と食の提供により賑わいの発揮に資する「ハイカラ工房」、「道後横丁(フードコート)」を整備するのが適当である。

5 各施設の概要

各施設それぞれに専門部会を設置し、具体的な整備内容などについて検討を進めている。その検討方向は次のとおりである。

施設面積は、全国の類似施設などを参考にして想定したもので引き続き検討が必要。

県立図書館(約 14,000 ~ 17,000 m²)

【県立図書館】

- ・ 県立図書館の機能については、以下のような基本的な機能を強化・充実させ、生涯学習・情報拠点として特色ある整備を目指す。

(基本機能)

図書等の収集・保存・提供等の機能、市町村支援機能、図書館ネットワークの中核機能(電子図書館機能)、調査研究支援機能、郷土資料館機能等

【映像コーナー】

- ・ 以下のような基本機能を有する県立図書館と一体的な施設とする。

(基本機能)

映画・写真等映像の収集・保存・提供機能、郷土ライブラリー機能、愛媛の自然・風景・文化等の映像資料の収集・保存・提供機能

- ・ 映画・写真などの映像の技術が発明されてから現在に至るまでストックされた文化的資源をいつでも鑑賞できるよう、できるだけ幅広く収集・保存・提供し映像文化振興の基盤とする。
- ・ 愛媛に関する作品や愛媛出身の監督・俳優・写真家などの作品を積極的に収集、愛媛らしさを発揮した郷土ライブラリーを設ける。

- ・ 次のような資料の収集・公開を行う。
県民の参加と協力を得て、愛媛に関する自然・風景・文化等の映像資料の収集に努め、将来にわたって資料として活用できるよう適切な方法で保存
収集資料のデジタル化等編集を行い、来館者の観覧に供するとともに適宜ネット上で公開
- ・ 施設・設備の整備、映像資料の収集・提供に際しては、県民はもとより県外からの利用も視野に入れ、利用者が興味を持って愛媛の文化に触れ、学べるよう配慮する。

【公文書館】

- ・ 歴史資料として貴重な公文書等を保存し、閲覧に供するため公文書館の機能を併せもつものとする。

国際交流センター(約 1,000 ~ 1,500 m²)

- ・ 次のような基本機能を有する施設とする。
(基本機能)
国際交流に関する相談機能、情報提供機能、活動の場の提供機能、団体支援機能、啓発機能等の継承
人材育成機能、市町村等とのコーディネート機能、在県外国人支援機能
- ・ 他施設と連携して、海外や外国人に向けた愛媛の文化情報の発信にも力を入れるなど複合施設としての相乗効果の発揮に努める。
- ・ 新センターの新設を機会に、本県の国際化を先導する未来志向型の新しい機能も創出する。
- ・ 現在、県民文化会館内に仮移転している県のパスポートセンターも併設する。

文化活動支援型多機能ホール(約 4,000 ~ 5,000 m²)

- ・ 文化活動は、少人数のグループや団体による多彩な活動が増加する傾向にあり、県民の自主的、主体的な文化活動を積極的に支援するための文化施設を整備していく必要があり、次のような基本機能を有する施設とする。

(基本機能)

小規模ホールにおける様々な分野の舞台芸術の鑑賞や発表機能
日常的な創作活動の支援機能

- ・ 県民の文化活動の育成及び新たな文化活動の創造支援を目的に、小ホールと創作・練習スペース等を兼ね備えた多機能ホールを整備し、メインホール、サブホールを有する県民文化会館との補完・連携を図る。

「小ホール」

内容例：音楽や演劇、舞踊、伝統芸能など様々な分野の文化活動に対応できるように、可動式、可変式の設備を備えた柔軟性の高い施設

「創作・練習スペース等」

内容例：文化活動の規模や内容に応じて創造活動を行える創作・練習スペースや人材育成スペース、交流スペース

広域交流施設(約 6,000 ~ 7,000 m²)

施設名はイメージを示すものであり全て仮称である。

- ・ 道後のエントランスという地域特性を生かして、広域交流機能の充実を図るため、賑わいの創出に資する施設を整備する。
- ・ 道後温泉本館に象徴される「道後」のレトロなイメージの再生を主眼として、新たな観光拠点をつくる。(道後イメージの再生)
 - 「賑わい道後村役場」
 - イメージ：木造のレトロな雰囲気役場風の建物
 - 検討内容：観光案内(名誉村民の登録等を含む)、足湯、坊っちゃん写真館、レンタルサイクル・タウンモビリティセンター、広場
- ・ 道後を訪れた人々に、愛媛の地域と人をPRし、理解を深めることができる施設をつくる。(愛媛の発信)
 - 「愛媛体験館」
 - 検討内容：愛媛の地域・行事・自然等の紹介や観光情報等の検索ができる施設。県立図書館や愛媛ゆかりの人物館との関連性に配慮する。
 - 「愛媛ゆかりの人物館」
 - 検討内容：郷土の偉人・賢人等を県内外の人々に紹介する。県立図書館や愛媛体験館との関連性に配慮する。
- ・ 賑わい発揮のため、愛媛の物産を集めるとともに、これに「食」の機能を付加し、物産の展示・実演・販売から食までを包含した、多様性と活気に満ちた施設をつくる。(賑わいの発信)
 - 「ハイカラ工房」
 - イメージ：木造のレトロな雰囲気役場風の建物
 - 検討内容：愛媛物産館、市町村等アンテナショップ、えひめミニ工房

「道後横丁（フードコート）」

検討内容：地元の産品を使ったスローフードを提案する屋台感覚の「食」の施設を集積する。

なお、道後横丁は、民間主導で実施すべき施設であるため、民間参入のあり方については、実施段階において検討する必要がある。

その他施設等

- ・ 県民文化会館利用者の駐車場不足に対応するとともに、文化交流施設利用者のための駐車スペースを確保する。
- ・ 公的機関や団体・民間の入居または共同整備なども視野に入れて、施設の有効活用を検討する。

例

ギャラリー機能をもったエントランスホール など

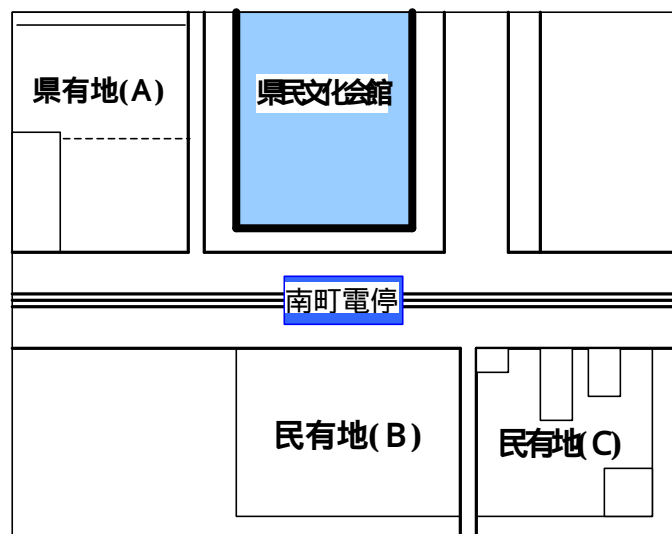
6 整備場所

(1) 現状

県民文化会館周辺には、下表のとおり低・未利用地があるが、前述の各施設を整備するためには、県有地(A)だけでは必要な規模を確保することが困難であるため、民有地(B)、(C)も含めた配置を検討する。

県民文化会館周辺の低・未利用地の状況

	場 所	面 積	所 有 (利用状況)	用 途 地 域 (建ぺい率・容積率)
A	道後一万 (県民文化会館西側)	6 , 3 0 5 m ²	愛媛県 (用地の一部に国際交流センター仮移転中)	第1種住居地域(北側) 建ぺい率：60% 容積率：200% 商業地域(道路側) 建ぺい率：80% 容積率：500%
B	南町2丁目 (県民文化会館南側)	6 , 2 2 4 m ²	民有地 (駐車場)	商業地域 建ぺい率：80% 容積率：500%
C	南町1丁目 (県民文化会館東南側)	4 , 6 7 8 m ²	民有地 (駐車場)	商業地域 建ぺい率：80% 容積率：500%



(2) 施設配置(例)

施設配置については、各施設の詳細な機能や規模が明らかになった段階で調整・検討することが適当であるが、配置イメージとして、例えば次のような例が考えられる。

ただし、C地については、電車どおりに面した個人の住宅があり、その取り扱いについては、さらに検討を要する。

県有地(A)...駐車場兼広場、周囲には植栽
民有地(B)...県立図書館、国際交流センター、文化活動支援型多機能ホール、愛媛体験館、愛媛ゆかりの人物館、地下駐車場、その他利便施設
民有地(C)...賑わい道後村役場、ハイカラ工房、道後横丁

(施設配置の考え方)

A地： 建ぺい率、容積率から見て、A地にメイン施設を整備するよりも、県民文化会館の利用者の駐車場不足に対応するため、また、文化交流施設利用者等のためにも広場兼駐車場が適当と考えられる。

B地： 土地の形状や建ぺい率、容積率から見て、最も大きな施設を整備することが可能であるため、メインの施設を整備できる。

C地： 本構想では、低・未利用地の活用を原則としているが、現状では土地の形状が不整形であるため、利用しやすい形での用地確保に努める必要がある。その上で、賑わい創出のための諸施設を整備するのが適当である。

この他にも様々な代替案が想定されるため、今後、C地すべての買収の可否等を見極め構想策定までにさらなる検討を行う。

7 施設整備に当たっての留意点

本構想は、文化交流施設の基本的な考え方を提案したものであるが、整備すべき施設については、必ずしもこれらに限定されるものではなく本方針の趣旨に沿ったものであれば、民間の発想力や企画力を活用するなど、よりよい施設整備を目指すよう努める必要がある。

施設整備に際しては、プロポーザルやPFIなどの手法導入を検討し、効率的・効果的な整備が図られるよう努める。

周辺の景観や環境の調和、あるいはバリアフリーなどに十分配慮した建造物や修景施設を整備する必要がある。

県民文化会館南側地域には、福祉施設が集積している。この地域は、少子・高齢化の急速な進展を踏まえて、今後、「健康・福祉ゾーン」としての整備可能性を有している。こうしたやし機能の提供については、本構想と関連するところもあるが、ここでは、あくまでも文化交流をテーマにした検討であることから「健康・福祉ゾーン」については、今後、必要に応じて別途検討を行うべきである。

愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会委員名簿

	氏 名	所属・役職
会長	青 野 勝 広	松山大学学長
副会長	田 中 千カ子	(財)えひめ女性財団理事長
	石 丸 真智子	愛媛県建築士会女性委員長
	奥 村 武 久	道後温泉旅館協同組合理事長
	西 頭 徳 三	愛媛大学副学長
	佐 藤 陽 三	愛媛県文化協会会長
	讃 岐 幸 治	愛媛大学教育学部教授
	徳 永 高 志	松山東雲女子大学人文学部助教授
	中 村 時 広	松山市長
	丸 山 勇 三	愛媛県町村会長
	森 本 惇	愛媛経済同友会代表幹事
	横 山 ぬ い	(株)エス・ピ・・シ - 取締役本部長
合 計		12名

異動により途中で退任された委員（役職は就任時のもの）

	氏 名	所属・役職
	宇都宮 象一	愛媛県町村会長
	白 石 省 三	愛媛経済同友会代表幹事

愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会専門部会委員名簿

図書館専門部会委員名簿

	氏名	所属・役職
部会長	讃岐 幸治	愛媛大学教育学部教授
	伊藤 修身	(株)南海放送総合企画局次長
	岩井 昭	公募委員
	楠崎 倭子	愛媛県読書グループ連絡協議会副会長
	佐々木ひろみ	松山東雲短期大学教授
	篠崎 圭介	愛媛県俳句協会会長
	中川 正己	松山大学人文学部助教授
	中野 道春	愛媛県教育研究協議会会長
	濱田 安子	松山市立三津浜図書館長
	藤田 正	県歴史文化博物館企画普及係長
合計 10名		

国際交流センター専門部会委員名簿

	氏名	所属・役職
部会長	西頭 徳三	愛媛大学副学長
	伊藤バーバラ	(有)E・World英会話学校理事長
	呉 艶	松山市教育委員会学校支援員
	嶋根 修三	(株)JTB松山支店長
	竹内よし子	えひめグローバルネットワーク代表
	巽 嘉弘	日本貿易振興会愛媛貿易情報センター所長
	田中喜美代	愛媛S Gクラブ前事務局長
	中田 圭一	(NPO法人)研修生招聘協会理事長
	藤田 昌子	公募委員
	古谷美佐子	(財)松山国際交流協会理事長
	和田 基之	(財)愛媛県国際交流センター専務理事
合計 11名		

ホール専門部会委員名簿

	氏名	所属・役職
部会長	佐藤 陽三	愛媛県文化協会会長
	青木 光利	(株)林魏建築設計事務所室長
	牛山眞貴子	愛媛大学教育学部助教授
	戒田 節子	劇団「みかん一座」座長
	亀崎としみ	愛媛県三曲協会所属
	桑谷 哲男	岐阜県可児市文化創造センター館長
	玉井 雅治	公募委員
	徳永 高志	松山東雲女子大学助教授
	古川 道郎	(社)愛媛能楽協会理事
	三原 英人	(社)松山青年会議所理事長
合計 10名		

広域交流施設等検討専門部会

	氏名	所属・役職
部会長	青野 勝広	松山大学学長
	菊池 修	えひめNPOセンター代表理事
	隅田 深雪	(財)松野町観光公社営業企画マネージャー
	田所 清二	愛媛県町村会事務局長
	田中 哲	(社)愛媛県物産協会会長
	丹生谷善久	松山市企画財政部長
	東矢 英二	(株)四国旅客鉄道愛媛企画部部长
	前田 眞	(有)邑都計画研究所代表取締役
	宮崎 光彦	道後温泉旅館協同組合理事
	山口真佐美	(有)伊予大島ローズ館館長
	横山 ぬい	(株)SPC取締役本部長
合計 11名		

愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民文化会館周辺地区の文化交流機能の充実を図るため、文化交流施設の整備に関する基本方針及び基本構想について検討することを目的として「愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に報告する。

- (1) 県民文化会館周辺地区における文化交流施設整備の基本方針
- (2) 前号の基本方針に基づく施設の整備に関する基本構想
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 3 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第5条 専門的、個別的な事項について調査研究するため、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、知事が委嘱する。

(解散)

第6条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画情報部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会専門部会設置要領

(設置)

第1条 愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会設置要綱(平成13年4月18日制定)第5条の規定に基づき、愛媛県文化交流施設整備構想検討委員会(以下「委員会」という。)に別表左欄に掲げる専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 専門部会は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる施設等に関し、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を委員会会長に報告する。

- (1) 各施設の整備方針
- (2) 各施設の整備内容
- (3) その他部会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 各専門部会は、知事が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

2 各専門部会に部会長を置く。

3 部会長は、各専門部会の委員が互選する。

4 部会長は、各専門部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 各専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 各専門部会は、必要があるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(解散)

第5条 専門部会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第6条 各専門部会の庶務は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成14年6月14日から施行する。

別表（第1条、第2条、第6条関係）

専門部会名	担当施設等	庶務担当課
図書館専門部会	図書館（映像コーナーを含む） 公文書館	教育委員会生涯学習課
国際交流センター専門部会	国際交流センター（パスポートセンターを含む）	県民環境部国際交流課
ホール専門部会	文化活動支援型多機能ホール	教育委員会文化スポーツ部文化振興課
広域交流施設等検討専門部会	広域交流施設等の内容、効率的整備運営手法	企画情報部企画調整課